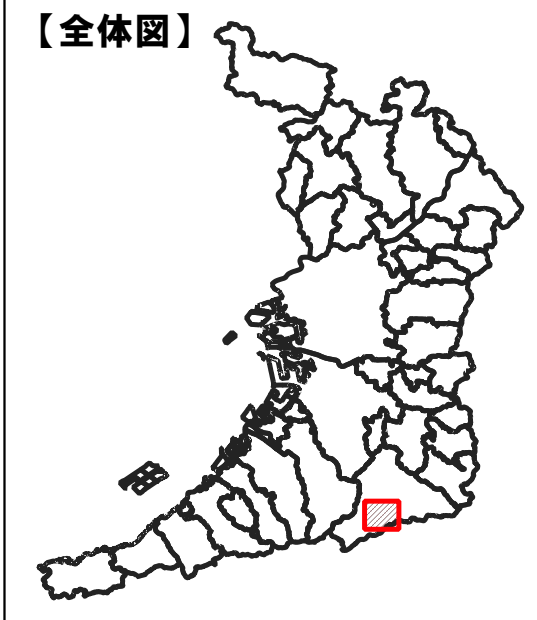
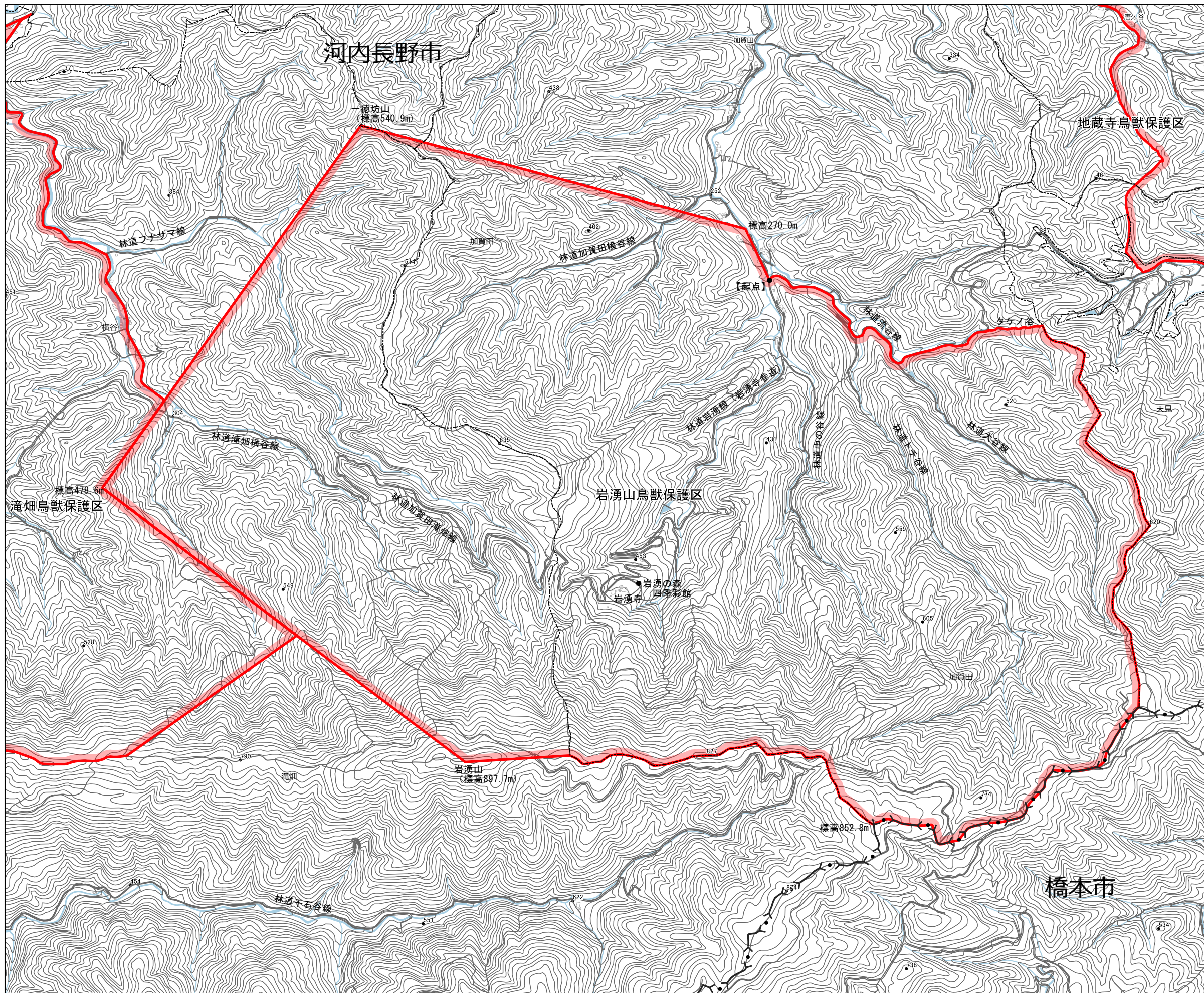


05 岩湧山鳥獣保護区

1:10,000

0 250 500 m



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 特定猟具使用禁止区域(銃)
 - 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】
 大阪府河内長野市加賀田地区において、岩湧寺参道と林道流谷線との交点を起点とし、同林道を東進、同林道とタケノ谷の小道の交点に至り、同点から小道を東進、同小道と加賀田及び天見の境界線との交点に至り、同点から同境界線を南進、同境界線と大阪府及び和歌山県との境界線との交点に至り、同点から同境界線を西に進み標高852.8メートル地点に至り、同点から河内長野市滝畑及び加賀田の境界を西進、同境界線が北方へ曲がる地点から直線で岩湧山頂(標高897.7メートル)に至り、同山頂から直線でその北西の標高478.6メートルの山頂に至り、同点から直線で北東へ徳防山頂(標高540.9メートル)に至り、同点から岩湧寺参道の標高270.0メートルの地点に至り同点から直線で起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。